

## 屋外広告業者の違反行為に対する監督処分の基準

### 第1 趣旨

#### 1 目的

この基準は、屋外広告業者に対する群馬県屋外広告物条例（昭和39年群馬県条例第81号。以下「県条例」という。）に基づく監督処分をするために必要とされる基準及び手続を定めることによって、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって県条例の適正な執行に資することを目的とする。

#### 2 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）をいう。
- (2) 県条例等 県条例及び群馬県屋外広告物条例施行規則（昭和44年群馬県規則第33号）をいう。
- (3) 中核市条例等 群馬県内で施行されている市町村屋外広告物条例及びその施行規則のうち、別表第1に示すものをいう。
- (4) 市町村条例等 群馬県内で施行されている市町村屋外広告物条例及びその施行規則のうち、別表第1に示すもの以外のものをいう。
- (5) 屋外広告業者 県条例第32条第1項及び第3項の規定に基づく登録を受けた者をいう。
- (6) 当事者 処分の対象となる者をいう。
- (7) 登録の取消し 県条例第35条の2第1項に規定する屋外広告業の登録を取り消すことをいう。
- (8) 営業停止の命令 県条例第35条の2第1項に規定する屋外広告業者に対して期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることをいう。
- (9) 処分 登録の取消し又は営業停止の命令をいう。

### 第2 処分の基準

#### 1 登録の取消し

- (1) 屋外広告業者が別表第2の左欄に掲げる登録を取り消す事由（以下「取消事由」という。）に該当することとなった場合にあつては、その登録を取り消すものとする。
- (2) 登録の取消し以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。
- (3) 処分の内容については、斟酌すべき特段の事情がある場合に、これを軽減することを妨げないものとする。

#### 2 営業停止の命令

- (1) 屋外広告業者が別表第3の左欄に掲げる営業停止を命ずる事由（以下「停止事由」という。）に該当することとなった場合にあつては、その営業の全部又は一部の停止を命ずるものとし、営業停止を命ずる期間（以下「営業停止期間」という。）は、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。
- (2) 複数の営業停止を命ずる事由に該当することとなった場合にあつては、次のア又はイの日数のうち、より短期である日数を営業停止期間とする。
  - ア 営業停止日数のうちもっとも長期であるものに、2分の3を乗じて得た日数
  - イ それぞれの営業停止日数を合計して得た日数
- (3) 第1項の営業停止の命令を受けている当事者は、営業停止期間内に条例第32条第3

項に規定する登録の更新を申請することができない。

- (4) 営業停止の命令以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。
- (5) 当事者が別表第4の左欄に掲げる営業停止処分の加重に係る事由（以下「加重事由」という。）に該当することとなった場合にあっては同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める日数を営業停止期間に加算できるものとする。  
なお、複数の加重事由に該当することとなった場合には、加重事由の数に1/2を乗じ、その数に営業停止日数を乗じた日数を加算するものとする。
- (6) 当事者が別表第4の左欄に掲げる営業停止処分の軽減に係る事由（以下「軽減事由」）に該当することとなった場合にあっては、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める日数を営業停止期間から減算することができるものとする。
- (7) 加重事由に該当する場合は、処分の軽減はしないものとする。

### 3 その他の基準

取消事由と停止事由両方に該当することとなった場合にあっては、取消処分のみ行うことができるものとする。

## 第3 処分の手続

処分に係る手続は、群馬県行政手続条例（平成7年群馬県条例第44号）及び群馬県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年群馬県規則第82号）による。

## 第4 雑則

### 1 通知

知事は、処分を受けた屋外広告業者の商号、氏名又は名称、住所、登録年月日、登録番号、処分の対象となった行為及び処分の内容等を以下に掲げる者に通知する。

- (1) 国土交通省
- (2) 関東甲信越屋外広告物協議会会員都県市
- (3) 群馬県内の屋外広告物条例施行市町村

### 2 処分内容の公表

知事は、処分をしたときは、次に掲げる事項について、県政記者クラブへの情報提供及び県ホームページへ掲載することにより公表する。

- (1) 処分をした日
- (2) 処分を受けた屋外広告業者の商号、氏名又は名称、住所、登録年月日、登録番号
- (3) 処分の対象となった行為
- (4) 処分の内容

## 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1

中核市条例等
前橋市屋外広告物条例（平成 20 年前橋市条例第 47 号）及び前橋市屋外広告物条例施行規則（平成 21 年前橋市規則第 54 号） 高崎市屋外広告物条例（平成 22 年高崎市条例第 69 号）及び高崎市屋外広告物条例施行規則（平成 23 年高崎市規則第 28 号）

別表第 2

取消事由	処分
1 不正の手段により県条例第 32 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者 2 次に掲げる登録拒否の事由に該当することとなった者 (1) 屋外広告業者で法人であるものが県条例第 35 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその屋外広告業者の役員であった者で当該処分のあった日から 2 年を経過しないもの (2) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 (3) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)及び(2)のいずれかに該当するもの (4) 法人でその役員のうちに(1)及び(2)のいずれかに該当する者があるもの (5) 県条例第 34 条第 1 項に規定する業務主任者を選任していない者 3 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次に該当するもの (1) 法第 7 条第 1 項の規定に基づく県条例等及び市町村条例等の規定による知事又は市町村長の命令に違反した者 (2) 県条例第 35 条の 2 第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者 4 中核市条例等により登録を取消された者	登録の 取消し

別表第 3

停止事由	営業停止 期間
1 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、次に該当し、県条例第 35 条の規定による勧告に従わないもの	
(1) 県条例第 5 条から第 7 条までの規定に違反して広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置した者 (2) 県条例第 19 条の規定に違反して広告物等を変更し又は改造した者 (3) 県条例第 23 条第 1 項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者 (4) 県条例第 32 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30 日
(5) 県条例第 28 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 (6) 県条例第 35 条の 4 第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	15 日
(7) 県条例第 13 条第 7 項の規定に違反した者 (8) 県条例第 21 条の規定に違反して許可等の証票をはり付けなかった者 (9) 県条例第 23 条第 2 項の規定に違反した者 (10) 県条例第 31 条の規定に違反した者	7 日
(11) 県条例第 34 条の 2 の規定による標識を掲げない者 (12) 県条例第 34 条の 3 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者	3 日
2 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、中核市条例等の規定により、営業停止の命令を受けた者。	中核市条例等に基づく処分内容に従う。
3 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者のうち、市町村条例等に違反し、市町村条例等に規定する勧告に従わないもの	1 の例による。

別表第 4

加重事由・軽減事由		加減日数
加重事由	1 悪質であると判断した場合 (指導中に違反を繰り返す場合、提出書類の偽造を行った場合等) 2 相当数の違反広告物を掲出している場合 3 過去5年間に処分歴がある場合	営業停止日数の 1 / 2
軽減事由	1 過去5年間処分の軽減や処分歴がない場合 2 当事者自らの責めに帰すことができない等やむを得ない事情がある場合 3 違反の内容も当事者の過失も軽微であって、情状を酌むべき場合 ※いずれも県の指導に適正に従った場合とする	30日以内

注 営業停止日数の 1 / 2 に端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。